

計 画 書

中部広域都市計画用途地域の変更（読谷村決定）大木南地区

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外 壁 の 建 築 物 の 後 退 距 離 の 限 度	敷 地 面 積 の 最 低 限 度	建 築 物 の 高 さ の 限 度	そ の 他 及 び 備 考
第一種低層住居専用地域	約5.7ha 約473ha	6/10以下 10/10以下	3/10以下 5/10以下	—	—	10m 10m	0.9% 72.0%
小 計	約479ha						72.9%
第二種低層住居専用地域	—	—	—	—	—	—	—
第一種中高層住居専用地域	約77ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	11.7%
第二種中高層住居専用地域	約8.3ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	1.3%
第一種住居地域	約18ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	2.8%
第二種住居地域	約11ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.6%
準住居地域	約29ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	4.5%
田園住居地域	—	—	—	—	—	—	—
近隣商業地域	約16ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	2.4%
商業地域	—	—	—	—	—	—	—
準工業地域	約18ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	2.8%
工業地域	—	—	—	—	—	—	—
工業専用地域	—	—	—	—	—	—	—
合 計	約657ha						100.0%

注：端数整理のため、内訳の和は必ずしも一致しない。

種類、位置及び区域は計画図表示のとおり。

理由：当地区は、駐留軍用地跡地であり、「読谷村第3次都市計画マスタープラン」において、日常生活や都市活動の中心となる市街地ゾーン内の計画的都市基盤整備地区に位置づけられ、土地区画整理事業により良好な住環境の整備を図ることとしている。当地区では、土地区画整理事業を実施し、地区周辺に指定された第一種低層住居専用地域との一体的な土地利用による良好な住宅地の形成を進めていることから、第一種低層住居専用地域の指定を行うものとする。